

大阪市告示第51号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月16日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立阿倍野区民センター	令和8年5月11日（月）、7月13日（月）、9月14日（月）、11月9日（月）、令和9年2月8日（月）

（阿倍野区役所市民協働課）